平成２９年（フ）第２９２号
神奈川県小田原市蓮正寺128番地の４
破産者　株式会社全力不動産
１　決定年月日　平成29年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１６号
千葉県印旛郡栄町麻生222番地
破産者　浅野　利昭
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６６６号
東京都町田市鶴川６丁目８番地６の302
破産者　有限会社神甲
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１０８号
東京都東久留米市中央町３丁目15番38号
破産者　池田　和紀
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２６号
神奈川県南足柄市沼田318番地
破産者　株式会社キムラ
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６３号
神奈川県秦野市堀川128番地27堀角ビル３Ｆ
破産者　エルピーアイ株式会社
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２９号
愛知県東海市富貴ノ台４丁目113番地の２、開始決定時の住所名古屋市南区鶴里町１丁目50番地　ドミールカネハチ101号
破産者　Ｄｒｅａｍ　Ｓｔａｔｉｏｎ　ＮＯＡＨことＤＳ　ＮＯＡＨこと　米澤　　勝
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０３号
名古屋市西区上小田井１丁目１番地
破産者　株式会社ココスム
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６２号
兵庫県三木市吉川町大畑372番地
破産者　株式会社テピスウィンド
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４０号
広島市安佐南区伴南４丁目24―15
破産者　合同会社ＤＥＦＩＡＮＴ
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４号
福岡県大牟田市通町１丁目７番地
破産者　株式会社大牟田ケアサービス
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第７８号
長崎県長崎市八つ尾町９番14号
破産者　株式会社ＴＲＹ　ＦＲＯＮＴＩＥＲ
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１号
北海道芦別市南２条東２丁目８番地
破産者　平野重機鉱業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
北海道室蘭市東町２丁目19番８号
破産者　有限会社三谷電気商会
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
北海道旭川市常盤通２丁目1971番地22
破産者　都市計画株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
岩手県奥州市前沢区字三日町新裏31番地４
破産者　株式会社陣場
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２１号
岩手県奥州市江刺区稲瀬字広岡23番地
破産者　有限会社宇佐美自動車整備工場
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１９号
秋田県湯沢市下院内字常盤町209番地
破産者　農事組合法人　雄勝町特殊林産物生産組合
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４８号
山形県長井市中道２丁目７番８号
破産者　大場建設運輸株式会社
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２０６９号
横浜市港南区大久保１丁目９番地28号
破産者　合同会社ジャスミンケアセンター
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０３号
横浜市都筑区勝田町867番地の４
破産者　有限会社ジーブレスオート
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３５７号
横浜市旭区柏町７―７、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区柏町126―１
破産者　株式会社旭トレード
１　決定年月日　平成29年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部